|  |
| --- |
| 2015年度第3回京私教協教員免許事務勉強会多様な免許状取得方法について～他学科受講、科目等履修、複数大学での履修等～（2015.12.12　龍谷大学）龍谷大学文学部教務課　小野　勝士 |

|  |
| --- |
| １．別表第１ |

（授与）

第５条　普通免許状は、別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

《略》

別表第１（第５条、第５条の２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | 第 二 欄 | 第 三 欄 |
|  所要資格免許状の種類 | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ６ | ３５ | ３４ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ６ | ３５ | １０ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ４ | ２７ |  |  |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８ | ４１ | ３４ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ８ | ４１ | １０ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ４ | ３１ | ２ |  |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ２０ | ３１ | ３２ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ２０ | ３１ | ８ |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | １０ | ２１ | ４ |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ２０ | ２３ | ４０ |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ２０ | ２３ | １６ |  |
| 特別支援学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | ５０ |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | ２６ |
| 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | １６ |
| 備考一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第２から別表第８までの場合においても同様とする。）。▼委任 |
|  | 「文部科学省令」＝本法施行規則第1条－7条（別表第1に関する部分のみ）第1条：単位の修得方法等第1条の2：単位の計算方法 |  |
| 第1条の3：専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法第2条：幼稚園教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目） |
| 第3条：小学校教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目）第4条：中学校教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目） |
| 第5条：高等学校教諭の科目の修得方法（教科に関する科目）第6条：教職に関する科目の修得方法 |
| 第6条の2：教科又は教職に関する科目の修得方法第7条：特別支援教育に関する科目の単位の修得方法 |
|  |  |  |
| 二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含むものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。 |
| ▼委任 |
|  | 「文部科学大臣の指定するこれに相当する課程」＝本法施行規則第25条第２５条　免許法別表第１備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。 |  |
| →専修免許状の基礎資格は「修士」の学位の取得でなくてもよいということになる。「1年以上在学、30単位以上修得」という基礎資格になる。二の二　≪省略≫ |
| 二の三　≪省略≫ |
| 三　≪省略≫ |
| 四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。▼委任 |
|  | 「文部科学省令で定める科目の単位」＝本法施行規則第66条の6第６６条の６　免許法別表第１備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位及び情報機器の操作２単位とする。 |  |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第１６条の３第４項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの▼委任 |
|  | 「第16条の3第4項の政令で定める審議会等」＝教育職員免許法施行令同令に規定されている審議会とは中央教育審議会である。 |  |
| ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの　←通称「備5ロ」と呼ばれる規定▼委任 |
|  | 「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」＝本法施行規則第26条第２６条　免許法別表第１備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等専門学校の課程（第４学年及び第５学年に係る課程に限る。）及び高等専門学校の専攻科の課程とする。 |  |
| 六　≪省略≫ |
| 七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。 |
| 八　≪省略≫ |
| 九　≪省略≫ |

|  |
| --- |
| ２．他学年履修 |

▼『教職課程認定申請の手引き（平成25年度改訂版）』191頁

|  |
| --- |
| Q　例えば、A学科において、平成19年度に小一種免の課程認定を申請し、平成20年度に小一種免の認定を受け、当該年度の入学生（H20年学生）の教育課程から、その認定課程を適用する場合、平成19年度以前の入学生（H19年以前学生）が小免を取得したいときはどのようにすればよいのか。 |
| A　このような場合、認定を受けたのは、H20年学生の教育課程であり、H19年以前学生の教育課程は認定を受けていないが、A学科の認定課程の有無により、以下の（ⅰ）（ⅱ）のように異なる。（ⅰ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、いずれの免許状の種類の教職課程も有していない場合は、備5ロにより、H19年以前学生の教育課程の授業科目を、A学科を有する大学の判断により、「教科に関する科目」として認めることができる（「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」としては認めることができない。） |
| （ⅱ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、少なくともいずれかの免許状の種類の教職課程を有している場合は、備5ロの適用が認められないため、H19年以前学生の教育課程の授業科目の単位を修得しても、小一種免取得のための単位にはならない。よって、（ⅰ）の場合は、「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」、（ⅱ）の場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の単位を修得するためには、N20年学生の教育課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。 |

▼『教職課程認定申請の手引き（平成22年度改訂版）』235頁

|  |
| --- |
| Q　課程認定を受ける前の学科等（認定課程を有していない学科等のこと）において履修した授業科目の内容が、当該学科等が課程認定を受けた後において開設されている授業科目の内容と同一の場合、備5ロを適用することができるか。A　できる。 |

★具体例）龍谷大学理工学部数理情報学科・電子情報学科

○2000（平成12）年度に数理情報学科においては、中高一種免・数学の課程認定を、電子情報学科においては高一種免・工業の課程認定を受けた。

○2001（平成13）年度に上記の課程認定に加え、両学科において新教科である高一種免・情報の課程認定を受けた。

○2000（平成12）年度入学生に高一種免・情報の履修を認めることとした。

○ただし、2000（平成12）年度入学生が1年次に修得した単位の中に、情報の教科に関する科目も含まれていたが、履修時に情報の教科に関する科目としての認定を受けていないことから、再度取り直しとした。

○情報の課程認定を受ける前に数学/工業の課程認定を受けていたため、備5ロの適用はできない。

他学年履修を行うにあたっては、当然のことながら学則において他学年の科目が履修できる旨の規定がされていることが必要です。

⇒平成13年度龍谷大学学則

|  |
| --- |
| 附　則1　この学則は，平成13年4月1日から施行する。2　平成12年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。3　《略》4　第29条第2項の理工学部数理情報学科、電子情報学科の高等学校一種免許状「情報」については、平成12年度入学生から適用する。 |

▼平成25年度教職課程認定申請説明会資料（14/03/19）質問と回答　No18

|  |
| --- |
| Q　平成26年度における教職課程認定申請の結果、もし認可が得られなかった場合、平成27年度入学生については教員免許を取得することはできないのか。また、翌年度の再課程申請で認可された場合、カリキュラムの工夫によっては、平成27年度入学生についても教員免許を取得させることは可能であるのか。A　現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学位の分野）などと免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。教職課程認定を受けていない年度の学生や課程認定を受けていない学科等に所属する学生が、教員免許状を取得できるかのように広報及び履修指導することは、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正とは言えません。大学においては、教職課程認定申請にあたって、手引きを御熟読の上、教職課程認定基準や申請の手続き等について十分に御理解いただいた上で申請することが肝要であり、申請後に取り下げ等を行わなければならない事態が起こらないように十分に御準備ください。 |

|  |
| --- |
| ３．他学科履修 |

▼新免許基準による教員免許状の授与の手続き等について（通知）　（90/7/20教職員課長通知）

3　いわゆる他学科聴講の取り扱いについて

大学に在学中の者が、いわゆる他学科聴講により、当該者の所属する学科が認定を受けている免許状以外の免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合（例えば、英語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている英文学科所属の学生が、国語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている国文学科において、国語についての免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合。）は、従来から、単位修得を行った当該他学科が認定を受けている免許状についても取得できる取り扱いとなっているが、今後とも同様の取り扱いとすること。

▼平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会（12/03/23）資料「事前質問への回答（法令解釈に係るものを除く）及び訂正」

|  |
| --- |
| Q　他学科の学生が教職課程を履修する場合においても、相当関係を求めることとなるのか。A　○ 学科等の目的・性格と免許教科との相当関係は、当該学科に教職課程を置こうとする場合に課題となるものです。○ 一方で、学生によっては、科目等履修などによって、教職課程の単位を修得することも予想されますが、このような学生個人の履修方法についてまで、相当関係の観点から指摘することはありません。○ このような学生については、教員として必要な知識技能を身につけることができるよう、各大学において、適切な履修指導をお願いします。 |

▼教員免許ハンドブック1 [[1]](#footnote-1)（解釈事例編275頁）

◎同一学校種における教職に関する科目の扱い

|  |
| --- |
| Q　中一種免（社会）及び高一種免「地理歴史」「公民」の認定課程を有する法学部法律学科の学生が、法学部で開設されている教職に関する科目（「教科教育法」を除き、教育実習の単位を含む。）を全て修得し、中一種免（国語）及び高一種免（国語）の認定課程を有する文学部国文学科で開設する「国語」の教科に関する科目20単位と教職に関する科目として国語の教科教育法4単位を、他学科聴講により修得した場合、法別表第1の規定により中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できるか。A　教職に関する科目は、教科教育法を除き、課程認定においては学校種の別のみを有するものとされている。このことから、中学校又は高等学校の認定課程における教職に関する科目（教科教育法を除く。）をそれぞれの学校種における他教科の免許状の取得に流用できると解される。　本事例の場合、文学部における「教科に関する科目」及び「教科教育法」、法学部における「教職に関する科目（教科教育法を除く。）」により所定の単位を満たし、中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できる。 |

▼教員免許ハンドブック1（解釈事例編512頁）

|  |
| --- |
| Q　中一種免（社会）・高一種免（公民）の認定課程を有するa学科と高一種免（商業）の認定課程を有するb学科を有するC学部において、b学科に在学した者が修得した「教職に関する科目」の単位は、中一種免（社会）・高一種免（公民）を取得する場合の単位として使用できるか。A　「教職に関する科目」の開設が、学部共通である場合には、他学科の課程認定の状況により共通使用できる。 |

上記の解釈事例は、学部共通を例としていますが、大学全体で共通の場合も回答は同じかどうかを私から教員免許事務勉強会の質問表を通じて文科省に確認しました。

▼教員免許事務勉強会（09/2/10）質問表 No.28

|  |
| --- |
| Q　ハンドブック解釈事例512頁の回答の趣旨は、教職に関する科目が中・高共通開講である場合は、高校の認定しかない学科において修得した教職に関する科目であっても中学校教諭免許状取得に使用できるという趣旨だと思います。　　そうであると、高校及び中学の課程認定を受けている学部と、高校のみの課程認定を受けている学部がある大学において、「教職に関する科目」については共通開講である場合、高校のみ課程認定を受けている学部で高校の免許を取得し、卒業後他大学で中学の免教状取得を目指す場合、学力に関する証明書で教職に関する科目の証明書備考欄に中・高で認定を受けている旨を記載すれば中学校教諭免許状取得に使用できると解しますがいかがでしょうか？A　貴見のとおり。 |

　　つまり、「教職に関する科目」が中・高両方の課程用として認定を受けているのであれば、たとえ1学科で高校のみの課程しかなかったとしても、共通開設であるので、中学校の内容も含んだ内容の授業を受けているということで、中・高の免許状取得に使用できるということになります。

▼教職課程認定大学実地視察報告書より

|  |
| --- |
| 『2013 大学案内』における人間科学部人間発達学科に置かれる2専攻の紹介において、課程認定を受けていない免許状についても、他専攻の科目を履修することにより、取得可能である旨の説明がなされている。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このような課程認定制度の趣旨を踏まえると、課程認定を受けていない免許状についてまで、他学科等の科目を履修することによって取得可能であることを大学案内において説明することは、大学の義務である「体系的な教育課程の編成」（教育職員免許法施行規則第22条）及び努力義務である「学生に対する適切な教職指導」（同規則第22条の2）の趣旨を没却する恐れが高いことから、記載内容を改善した上で、文部科学省に報告をすること。 |
| 大学案内において、課程認定を受けていない学校種・教科の免許状についても、取得可能であるかのように広報されている状況が確認された。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような状況は適正とは言えないため、速やかに改めること。 |
| 教職課程認定を受けていない専攻において、他専攻の科目を聴講し半数以上の学生が教員免許を取得していることについて、早急に教職課程の見直し、組織体制や教育カリキュラムを再検討すること。 |
| 学生向けの手引き（STUDY GUIDE、履修規程等）において、認定を受けていない学科に所属する学生が、他の学科において認定を受けている免許状を取得することを積極的に促す旨の記載が見受けられたため、記載方法を是正すること。 |

他学科受講は法令上可能ですが、課程認定制度との関係で推奨できる取得方法ではないという理解が必要です。

★具体例）龍谷大学文学部

履修要項より

|  |
| --- |
| 所属する学科によって取得できる免許教科が限定されます。ただし、各自の時間割の組める範囲において、所属学科以外で認定を受けている免許教科の免許状を取得することも可能です。しかし、所属学科で取得できる免許教科以外の教科については、必ずしも時間割を確保していません。その結果、4年間の在学中に取得できる保証はありません。その上で免許状取得を目指してください。 |

この記述について、私から文科省に質問をし、以下の回答を得ました。

▼07/6/30 勉強会時に小林事務官に口頭で質問、口頭で回答。

|  |
| --- |
| Q　所属学科以外の教職課程の授業科目を履修し単位を修得した上で免許状を取得することを大学が認めた場合、そのことを履修要項や受験案内誌に掲載することは差し支えないか。A　他学科受講、単位の流用による所属学科等で認定を受けていない免許の取得は個々の努力によって取得するものであるから、その学科に入学すれば必ず取得できるというものではない。よって受験案内誌に記載することは好ましくないが、入学後配付する履修要項等で記載することは差し支えない。　 |

▼10/8/20 メールで小野寺事務官に質問、メールで即日回答（CCに田井免許係長）。

|  |
| --- |
| Q　2007年6月30日の回答は、必ず所属学科で所属学科以外での認定教科の免許状を取得できるような記載を前提にした回答だと思われます。 回答のとおり、他学科で認定を受けている免許教科の免許状取得を入試案内誌で明確に取得できる旨を謳うことは望ましくありませんが、「他学科で認定を受けている免許教科の免許状については、必ず4年間で取得できる保障はできませんが、時間割が組める範囲内であれば可能です。詳細はお問い合わせ下さい。」という記載をすることで入学案内誌に他学科で認定を受けている免許教科の免許状取得について記載することは問題ないでしょうか？A　上記のように、所属学科で必ず取得出来ると読み取れる表現でなければ特段問題ないと思われます。2007年6月30日の文科省からの回答は、認定を受けていない免許状を当該学科で当然に取得出来るような表現は、学生に誤解を生じさせることとなり適当ではないという趣旨だと思われます。よって、誤解を生じさせるような表現とならぬよう、各大学においてご判断頂ければと思います。　 |

⇒龍谷大学学則

第36条　教授会が教育上有益と認めるときは、他学部専攻科目又は固有科目を、当該学部専攻科目又は固有科目として履修させることができる。

2　教授会が必要と認めるときは、前項の規定とは別に他の学科・専攻の専攻科目又は固有科目を、当該学科・専攻の専攻科目又は固有科目として履修させることができる。

|  |
| --- |
| ４．科目等履修 |

　科目等履修生は入学という取り扱いにはならないため、便宜上、正規学生のどこかの入学年度のカリキュラムを適用し、履修することになります。

▼参考）文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在　No.15

|  |
| --- |
| Q　科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。　たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。A　貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。 |

2000（平成12）年度以降入学生の場合は、入学年度のカリキュラムを適用し、不足単位を修得すればよいのですが、2015（平成27）年度より遠い年度（特に2000（平成12）年度）のカリキュラムの場合、カリキュラム改革の関係で休講・廃止科目があるので適用にあたっては慎重に対応する必要がありますが、一般的包括的内容を含む科目がそのまま開講されていれば入学年度のカリキュラムを適用してもかまいません。

例えば2013（平成25）年度以前と2014（平成26）年度以降でカリキュラムが変わる場合、2013（平成25）年度以前入学生がこれから科目等履修を開始する場合は、今後、休講・廃止科目が発生することから2014（平成26）年度以降のカリキュラムを適用すべきではないかと考えます。

これまでの修得状況を勘案し、例えば「英語」の場合、「英語」の科目区分4科目区分のうち、例えば「英語学」は2013（平成25）年度カリキュラムで「英米文学」は2014（平成26）年度カリキュラムの科目を履修させるということは法令上問題ありませんが、履修指導が複雑になるので避けた方が望ましいでしょう。

★具体例）龍谷大学文学部：国語の事例

中一国語（2000・2001年度入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 選択 | 日本語史 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史 | 4 |

中一国語（2002年度以降入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史（古典） | 4 |
| 日本文学史（近代） | 4 |

（ここでいう必修という意味は、2科目又は3科目修得してはじめて当該科目区分の一般的包括的内容を満たすという意味で使っています。）

2000（平成12）・2001（平成13）年度と2002（平成14）年度以降のカリキュラムにおいて決定的に異なるのが科目区分「国文学（国文学史を含む。）」の一般的包括的内容を含む科目の設定です。

2000（平成12）・2001（平成13）年度カリキュラムで2科目修得していれば、この科目区分において一般的包括的内容を含んで修得していることになるので、改めて2002（平成14）年度以降カリキュラムの必修科目を取り直す必要はありません。

もし、2科目必修とされているこの科目区分において「日本文学概論」を修得済で「日本文学史」が未修得の場合は「日本文学史」が廃止され、開講されていなければ、2002（平成14）年度以降のカリキュラムで「日本文学史（古典）」「日本文学史（近代）」を修得しなければなりません。

逆に「日本文学概論」が未修得の場合、「日本文学概論」を修得することでこの科目区分の必修要件を充たします。

★具体例）龍谷大学文学部の履修要項

|  |
| --- |
| 本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生が一種免許状を取得する場合は、原則として学部の入学年度のカリキュラムで履修してください。 |

|  |
| --- |
| ５．大学院生 |

★具体例）龍谷大学文学研究科の履修要項

|  |
| --- |
| 中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状とは修士の学位を有する（もしくは、大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得した者）と共に一種免許状を現に有し、または、一種免許状を取得するのに必要な全単位を修得していることを前提として授与される、より上級の免許状です。**１．専修免許状の取得方法****（1）大学（本学・他大学とも）の学部在学中にすでに一種免許状を取得している場合**① 学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合大学院修士課程での開講科目24単位以上を修得することにより免許状を取得することができます。② 学部で取得した教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が異なる場合この場合、専修免許状は取得できません。例）文学部（社会の免許を取得）から文学研究科日本語日本文学専攻（国語の教職課程がある）へ進学した場合など**（2）大学（本学・他大学とも）の学部在学中に一種免許状を取得していない場合**大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する研究科での開講科目（別冊のカリキュラム編掲載のカリキュラム表参照）24単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。一種免許状取得の要件は学部生と同じです。**２．履修方法**カリキュラム表に基づき、履修してください。 |

1（1）①の場合であっても、高一種免を別表4で取得した場合は、大学院での教職関係科目24単位を修得しても専修免を別表1で取得することはできない。⇒免許法施行規則に規定がない。

中一種免を別表4で取得して、大学院での教職関係科目24単位を修得した場合は専修免を取得可能（免許法施行規則第10条の6に規定あり<2010（平成22）年3月31日以降可能>）。

⇒　大学院で同じ単位を修得したにもかかわらず、中高で扱いが異なる【要注意】。他大学から大学院に入学した学生は、教職の履修歴や免許状所持の有無の確認が必要。

1（1）①に「他大学出身者で専修免許状取得希望者は文学部教務課窓口まで連絡してください。」という一文が必要。

▼免許法施行規則

|  |
| --- |
| （二種免許を有する者等の単位数）第10条の6　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第3欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第3欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 |

▼2010（平成22）年4月1日付文部科学大臣政務官通知《抜粋》

|  |
| --- |
| 改正省令の概要4　一種免許状又は二種免許状を有する者が専修免許状を取得する場合の単位数に係る改正専修免許状の取得を促進するため、一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はそれらの所要資格を得ている者が、免許法別表第1、第2又は第2の2の規定により、専修免許状の授与を受けようとするときには、専修免許状の取得に必要な単位数のうち、その者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなすこととすること。改正前の制度では、二種免許状を有する者等が、免許法別表第1から第2の2までの規定により、同じ種類の一種免許状の授与を受けようとするときは、二種免許状に係る単位数はすでに修得したものとみなすものとされていたが（改正前の免許法施行規則第10条の6第1項～第3項）、一種免許状を有する者等が、免許法別表第1から2の2までの規定により、同じ種類の専修免許状の授与を受けようとするときには同様の規定が存在せず、一定の場合に専修免許状の取得が困難になる場合が生じることから、同様の規定を置くこととしたものである（第10条の6第1項～第3項関係）。 |

▼平成25年度教職課程認定申請説明会資料（14/03/19）質問と回答　No.20

|  |
| --- |
| Q　施行規則第10条の6において、幼・小・中の1種免許状を有している者が専修免許状を別表第1で取得しようとする場合には、1種免許状に係る第3欄の単位は修得したものとみなすとされているが、高等学校の免許状について規定されていないのはなぜか。A　当該条文は平成元年改正省令で規定されたものですが、元々二種免許状を有する者が一種免許状を取得しようとする際の単位の取り扱いについて定めたものであり、高等学校教諭の免許状には二種免許状がないことから、高等学校が含まれていませんでした。その後、平成22年省令改正により、一種免許状の記述が追加されたところですが、その際の趣旨は、第10条の6の規定の適用により一種免許状を取得した者が別表第1により専修免許状を取得する際に、改めて二種免許状に必要な単位を新たに修得する必要がないように措置することでした。二種免許状については、教員資格認定試験の合格によって幼稚園教諭二種免許状の授与を受けたり、保健師の免許を受けていることをもって養護教諭二種免許状の授与を受けたりすることが可能となっており、単位の修得を要することなく免許状が取得できる場合があることから、特に措置する必要性が大きいと考えられましたが、その点、高等学校教諭の免許状には二種免許状が存在しないため、改正の対象とならなかったところです。 |

別表第４（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | 第 二 欄 | 第 三 欄 |
|  所要資格受けようとする他の教科についての免許状の種類 | 有することを必要とする第一欄に掲げる教員の一以上の教科についての免許状の種類 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |
| 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 専修免許状 | 20 | 8 | 24 |
| 一種免許状 | 専修免許状又は一種免許状 | 20 | 8 |  |
| 二種免許状 | 専修免許状、一種免許状又は二種免許状 | 10 | 3 |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 専修免許状 | 20 | 4 | 24 |
| 一種免許状 | 専修免許状又は一種免許状 | 20 | 4 |  |

|  |
| --- |
| ６．入学前に他大学での修得単位がある場合 |

▼具体例）龍谷大学文学部

・中一種免「社会」の課程のある大学を退学し、中一種免「英語」の課程のある大学へ入学。

・前大学の単位を生かしつつ不足単位を修得し、免許状取得を行う。

出身大学において修得した単位（出身大学発行の学力に関する証明書より）

|  |
| --- |
| 学力に関する証明書（別表第1）（中一種免（社会）） |
|  | 氏名 | ○○○○ | 生年月日 | 昭和62年5月13日生 |  |
|  | 上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。平成22年5月21日○○大学　学長　○○　○○　　　印記1、基礎資格 |  |
|  |  |  |
|  | ・学位の種類 |  |
|  | ・在学期間 | 平成18年4月1日　～　平成19年9月22日（○○大学経済学部経済学科学科　退学） |
| 2、単位　・教科に関する科目 |
|  | 教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 確認欄 | 単位修得済授業科目 | 備考 |
| 名称 | 単位数 |
| 日本史及び外国史 |  | 日本史経済史入門 | 22 |  |
| 地理学（地誌を含む。） |  | 自然地理学 | 2 |  |
| 「法律学、政治学」 |  |  |  |  |
| 「社会学、経済学」 | ○ | 現代経済入門ミクロ経済学マクロ経済学 | 222 |  |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 |  |  |  |  |
|  |  | 計 | 12 |  |
|  |
|  | 　・教職に関する科目 |  |
|  | 教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 確認欄 | 単位修得済授業科目 | 備考 |
| 名称 | 単位数 |
| 教職の意義等に関する科目 | ○ |  |  |  |
|  | ・教職の意義及び教員の役割 | ○ | 教師論 | 2 |
| ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） | ○ |
| ・進路選択に資する各種の機会の提供等 | ○ |
|  |  | 小計 | 2 |
| 教育の基礎理論に関する科目 |  |  |  |
|  | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 |  |  |  |
| ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） |  |  |  |
|  | ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 |  |  |  |
|  |  | 小計 |  |
| 教育課程及び指導法に関する科目 |  |  |  |
|  | ・教育課程の意義及び編成の方法 | ○ | 教育課程論 | 2 |
|  | ・各教科の指導法 |  |  |  |
|  | ・道徳の指導法 |  |  |  |
|  | ・特別活動の指導法 |  |  |  |
|  | ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） |  |  |  |
|  |  | 小計 | 2 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 |  |  |  |
|  | ・生徒指導の理論及び方法 |  |  |  |
|  | ・進路指導の理論及び方法 |  |
|  | ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |  |  |  |
|  | 小計 |  |
| 教育実習 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 小計 |  |
| 教育実践演習 |  |  |  |
|  | 小計 |  |
|  | 計 | 4 |  |
| ・教科又は教職に関する科目 |
|  |  | 教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 単位修得済授業科目 | 備考 |  |
|  | 名称 | 単位数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  | 計 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | ・上記の全ての単位を修得した年度 | 平成18年度 |  |
|  | ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 |  |
|  |  | 教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 単位修得済授業科目 | 備考 |  |
|  |  | 名称 | 単位数 |
|  |  | 日本国憲法 |  |  |  |
|  |  | 体育 | スポーツの科学（実技） | 1 |  |
|  |  | 外国語コミュニケーション |  |  |  |
|  |  | 情報機器の操作 | コンピュータリテラシー | 2 |  |
|  | 計 | 3 |  |  |
|  | 【備考】1、上記の教科に関する科目の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に、「○」と記入。2、上記の教職に関する科目の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に、「○」と記入。 |

■教科に関する科目

全く教科が異なるため全て取り直しです。

■教職に関する科目

チェックするポイントは1点。各科目に含むことが必要な事項を全て含んで、高一種免の教職に関する科目の法定最低修得単位数の23単位以上を超えているかどうかという点です。

同一校種であれば免許教科は異なっても教科の指導法以外の単位は使用できるので注意を要します。

　本事例の場合、「教師論」と「教育課程論」において確認欄に○が入っているので、第2欄の「教職に意義等に関する科目」と第4欄「教育課程及び指導法に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法」については含むことが必要な事項を修得したこととなります。

■教科又は教職に関する科目

この欄に設定されている科目の単位の修得（大学によっては設定されていない場合もある）と、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の法定最低修得単位を超えて修得した単位数を合わせて16単位以上修得する必要があります。

■免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許教科や校種が異なっても66条の6は使用できることから、チェックするポイントは項目ごとに2単位以上修得できているかどうかという点です。

「日本国憲法」「外国語コミュニケーション」が未修得のため修得要となります。「体育」については1単位の修得にとどまっているため、残り1単位以上修得が必要となります。

1. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック1』法令・解説編（第一法規、1991年）

第一法規株式会社の参照ページ（http://www.daiichihoki.co.jp/dh/product/617878.html） [↑](#footnote-ref-1)